

岩手県告示第433号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第29条第1項の規定により、次のとおり同項に規定する重要国際埠頭施設（以下「重要国際埠頭施設」という。）の保安の確保のために必要な制限区域を設定し、平成27年5月14日から施行する。

平成27年5月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

港湾名	地区名	重要国際埠頭施設	制限区域
久慈港	諏訪下地区	-10.0メートル岸壁及び-7.5メートル岸壁	別図のとおり。

備考 「別図」は、省略し、岩手県県土整備部港湾課及び県北広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。